

長久手市 一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画 令和4年度調査実施内容について

1. 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(「一般廃棄物処理計画」)を定めなければならない」とされています。本計画は、これに基づき本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり図 1 に示す構成となっています。

第1部は「ごみ処理基本計画」として本市のごみ処理の現状や基本方針、目標等を記載しています。

第2部は「食品ロス削減推進法」に定める食品ロス削減推進計画です。食品ロス削減推進はごみ処理基本計画の重点施策の一つで、内容が密接に関連することから、一般廃棄物処理基本計画の一部として第2部に策定しています。

第3部は「生活排水処理基本計画」として、生活排水処理の方向性を定めています。

本計画は、長久手市第六次総合計画(令和元～10年度)及び長久手市環境基本計画(令和3～12年度)との整合を図り、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画の期間とします。

なお、計画期間の中間年である概ね5年目(令和10年度)に計画の見直しを行うこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における一般廃棄物処理の方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

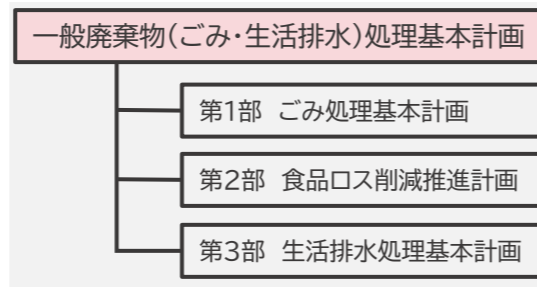


図 1 本計画の構成

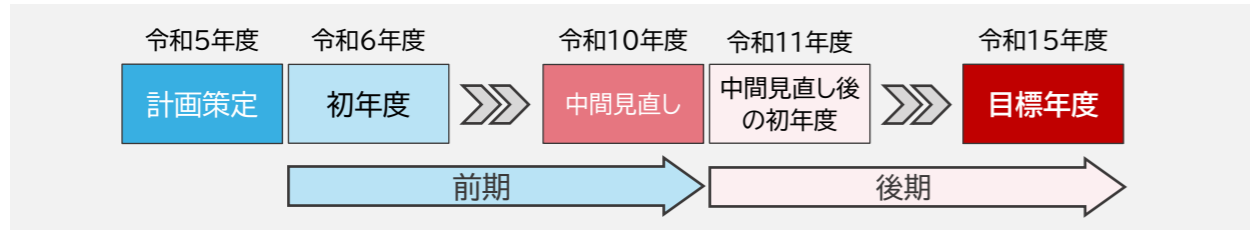


図 2 計画の期間

2. ごみ組成調査結果

(1) 調査概要

調査実施日 : 令和4年12月20日～23日
 調査実施地区 : ①一般マンション、②長久手市西部の住宅、③学生マンション、④長久手市東部の住宅
 サンプルの採取 : 市の職員等が各地区のごみ袋を約20袋採取し、開袋、分類した上で重量を計量

(2) 調査結果概要

① もえないごみの組成調査結果

調査結果を図 3 に示します。もえないごみのうち最も多い割合を占めるのはもえるごみで、もえるごみのうち多いものはプラスチック製品でした。

また、もえないごみの中の資源物の割合は4.5%で、これらは適切な分別のうえ資源化が可能です。

② もえるごみの組成調査結果

調査結果を図 4 に示します。もえるごみの組成割合(4地区合計)は図 4(左)に示すとおりです。また、もえるごみ中の資源物は32.7%あり、これらは適切な分別のうえ資源化が可能です。さらに、もえるごみ中の食品ロス(食べ残し、直接廃棄)は14.3%ありました。

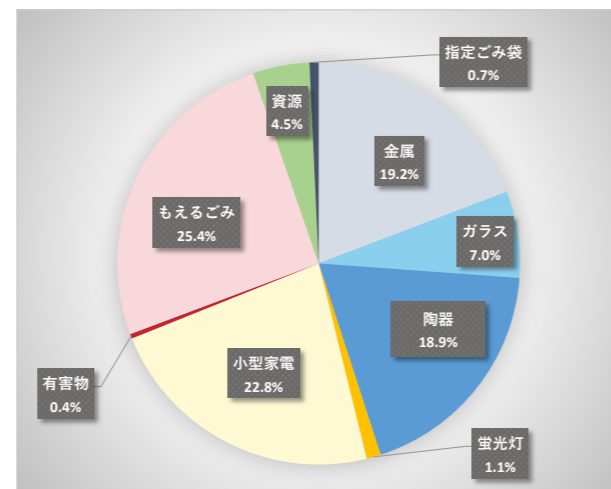


図 3 もえないごみの組成調査結果(4地区合計)

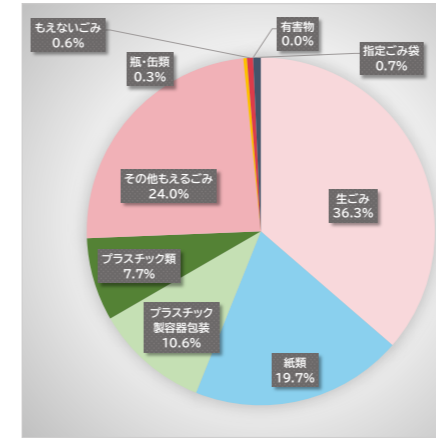


図 4 (左) ごみ組成の大分類割合(4地区合計)

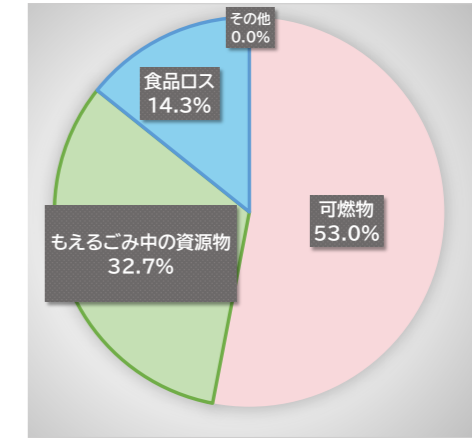


図 4 (右) もえるごみ中の資源物及び食品ロスの割合

3. 市民意識調査結果

(1) 調査概要

令和5年度一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、既存資料で把握できない本市の現状のうち、減量目標の設定や施策の設定に重要となる項目について状況の把握を目的に市民意識調査を実施しました。

調査対象 : 長久手市の18歳以上の市民2,500人(無作為抽出)

調査実施期間: 令和4年12月7日～令和4年12月31日

調査方法 : 無作為抽出した長久手市民2,500人に調査票を郵送し、調査票に記入(無記名)し返送、またはwebにて回答のいずれかにて回答して頂きました。

(2) 回収率

有効調査票数 : 2500通

回収数 : 1047通(回収率 42%) うち、郵送回答807通(77%)、web回答240通(23%)

(3) 調査結果概要(抜粋)

回答者の年齢層は本市の年齢別人口の分布と同様に40～49歳が20%と最も多く、次いで30～39歳が17%でした。

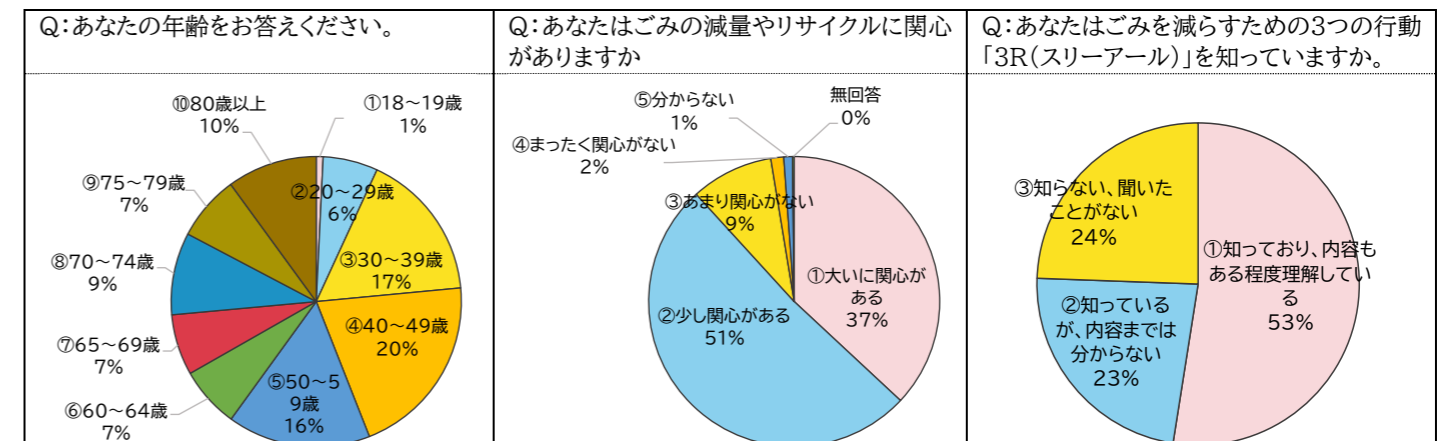
ごみの減量やリサイクルに関心がある、と答えた人の割合は 88%であり、3R の認知度も76%と約8割前後の方がごみ減量や3R への関心があると答えています。

ごみの分別で困っていることは29%の方が「プラスチック製容器包装とそのほかのプラスチックの出し方が分かりにくい」と答えています。

食品ロス問題については、93%の方が知っているとしており、認知度がかなり高いことが分かります。一方で、プラスチック資源循環促進法については、57%の方が知っているとして一方あまり知らない、初めて聞いたという人も42%おり、認知度はやや低いとみられます。

本市のごみ袋の料金については、ちょうどよいと答えた方が69%で、ごみ袋の増額を実施すべきでないとして答えた人は51%でした。

最後にゼロカーボンシティ宣言については、はじめて聞いた、あまり知らない、答えた人は73%で認知度が低い結果となりました。



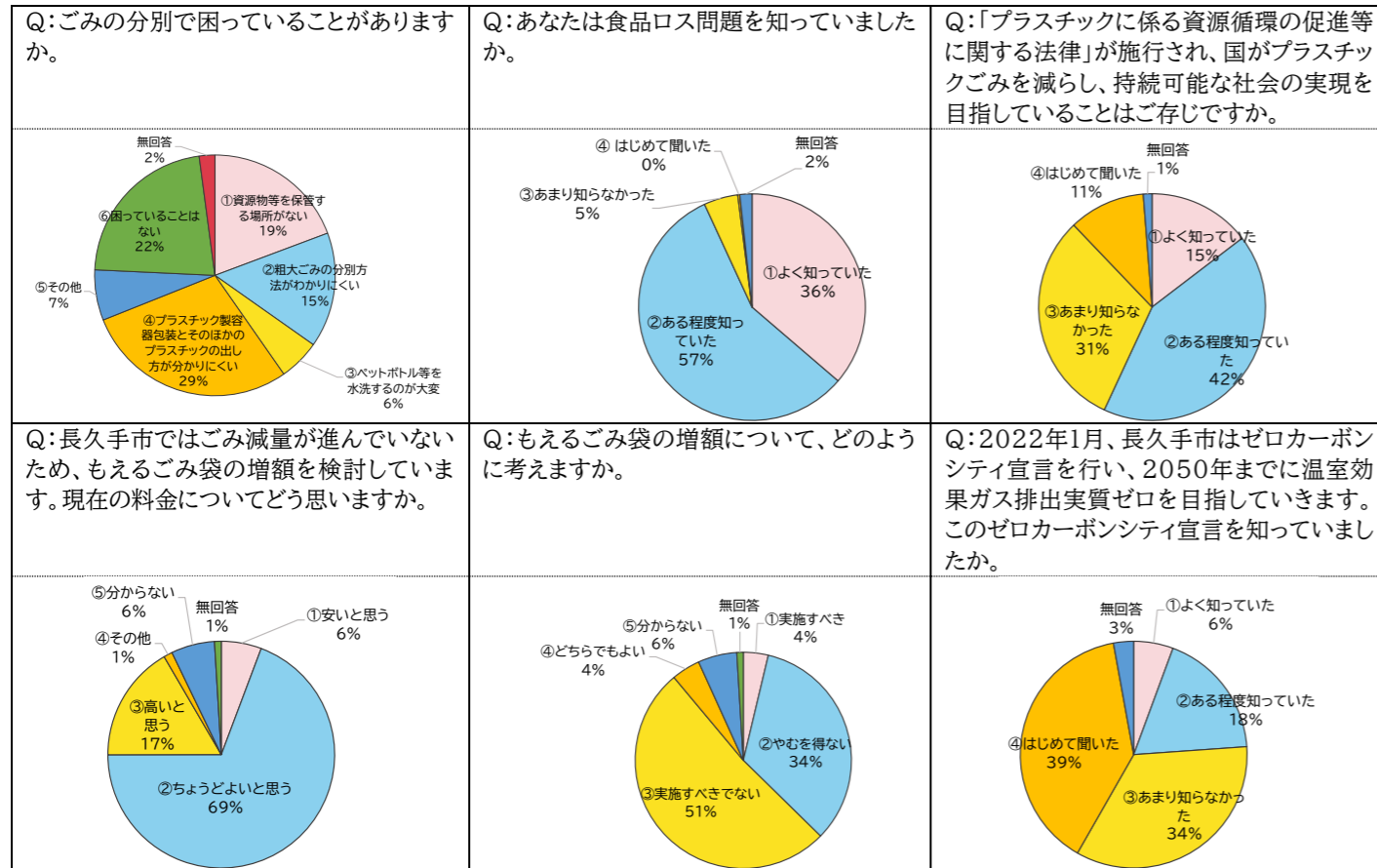


図 5 市民意識調査結果(抜粋)

4. 事業者アンケート調査結果

(1) 調査概要

令和5年度一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、既存資料で把握できない本市の現状のうち、事業者の廃棄物に対する意識や排出状況、問題点等を把握するため、事業者アンケートを実施しました。

調査対象 :市内で事業活動を行っている事業所のうち500の事業所(無作為抽出)

調査実施期間:令和5年1月19日～令和5年2月10日

調査方法 :無作為抽出した市内事業所500事業所に調査票を郵送し、調査票に記入(記名)し返送、またはwebにて回答のいずれかにて回答して頂きました。

(2) 回収率

有効調査票数 :464通(36通不達)

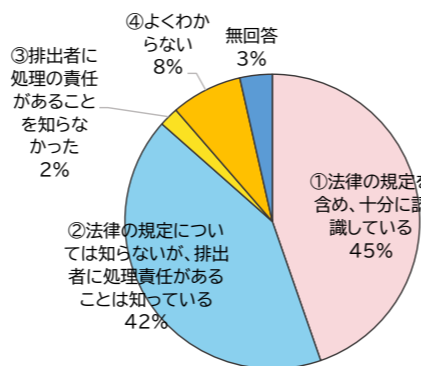
回収数 :141通(回収率 30%) うち、郵送回答97通(21%)、web 回答44通(10%)

(3) 調査結果概要(抜粋)

選択肢	合計	割合
①農業、林業	0	0%
②漁業	0	0%
③鉱業、採石業、砂利採取業	0	0%
④建設業	17	12%
⑤製造業	11	8%
⑥電気・ガス・熱供給・水道業	1	1%
⑦情報通信業	3	2%
⑧運輸業、郵便業	5	4%
⑨卸売業、小売業	33	23%
⑩金融業、保険業	0	0%
⑪不動産業、物品賃貸業	14	10%
⑫学術研究、専門・技術サービス	4	3%
⑬宿泊業、飲食サービス業	6	4%
⑭生活関連サービス業、娯楽業	5	4%
⑮教育、学習支援業	4	3%
⑯医療、福祉	10	7%
⑰複合サービス事業	1	1%
⑱サービス業(他に分類されない)	16	11%
⑲その他	1	1%
無回答	1	1%
合計	141	100%

選択肢	回答数	割合
①法律の規定を含め、十分に認識している	101	72%
②法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている	67	48%
③排出者に処理責任があることを知らなかった	58	41%
④よくわからない	50	35%
⑤その他	49	35%
⑥法律の規定について知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	22	16%
⑦法律の規定を含め、十分に認識している	16	11%
⑧法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	15	11%
⑨法律の規定を含め、十分に認識している	11	8%
⑩法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	11	8%
⑪法律の規定を含め、十分に認識している	9	6%
⑫法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	8	6%
⑬法律の規定を含め、十分に認識している	6	4%
⑭法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	6	4%
⑮法律の規定を含め、十分に認識している	5	4%
⑯法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知らない	5	4%

Q:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条では、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』と定められています。あなたの事業所では、この事業者の責任について、ご存知でしたか。



5. 現行計画の目標達成状況

現行計画の目標達成状況は以下に示す通りです。

令和3年度実績では、5つの成果指標のうち②1人1日あたりの家庭系ごみ・資源排出量と④事業系ごみ排出量が目標を達成していました。

①～③の指標は、平成30年度までは減少傾向ですが、令和元年度に増加しています。これは、令和元年度に消費税増税のための買い替え需要によるごみの増加が一因と考えられます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため家庭ごみが増加しています。令和3年度には減少傾向に転じていますが、①と③は目標値までは更なる減量が必要な状況です。

⑤資源化率については、家庭系ごみの排出量は増税による買い替え需要と新型コロナウイルス感染症拡大前は減少傾向にあり、家庭系ごみが減少するとともに資源回収量も減少傾向にありました。これは電子書籍やネットニュースの普及により新聞や雑誌の購読数が減少傾向にあることや、ペットボトル等の軽量化等により資源物自体の量が減っていることが原因です。近年は全国的に家庭系ごみ排出量が減少し、資源回収量が減少しているため、資源化率は概ね横ばい傾向にあります。本市においても全体的に減少傾向がみられ、令和3年度には資源化率は22.9%となっています。

表 1 平成25年度以降の各指標の推移と達成状況

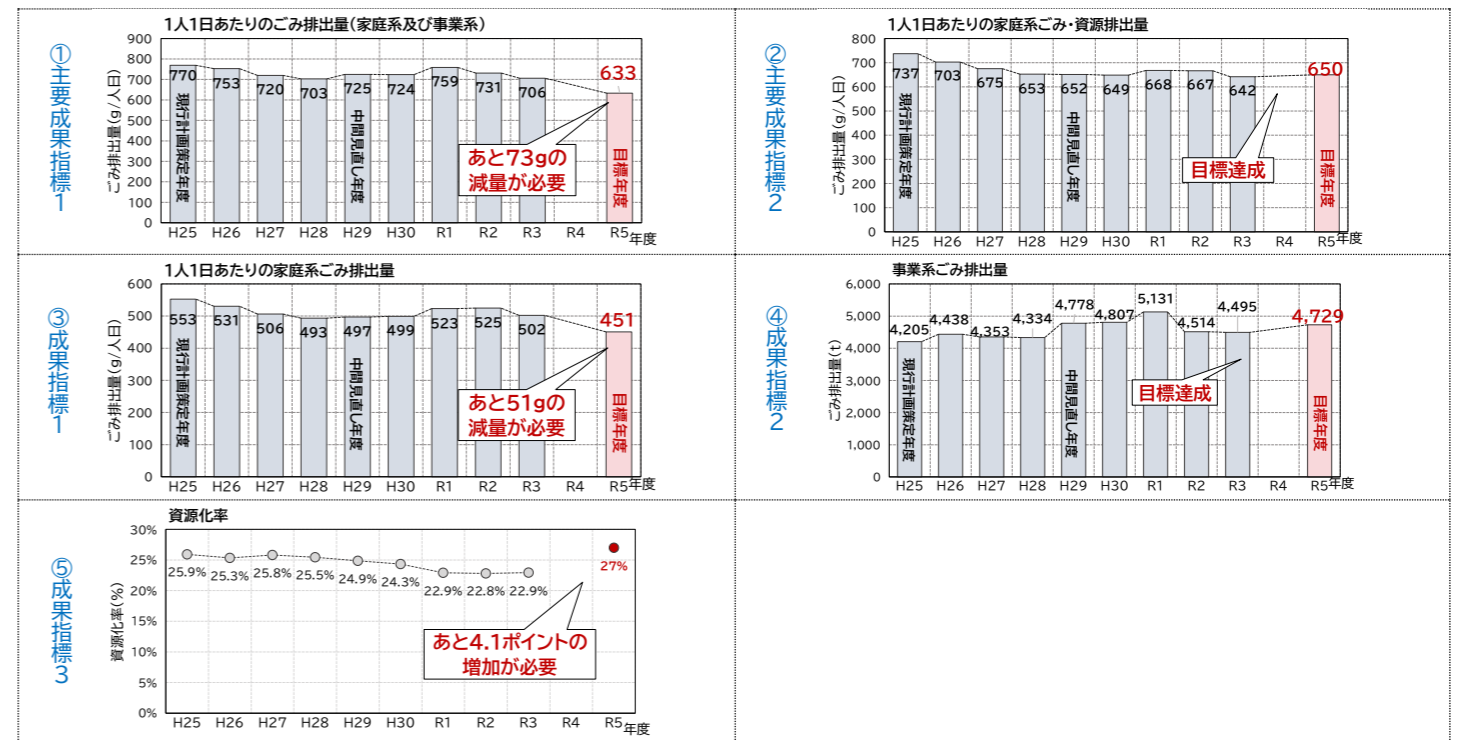


表 2 現行計画の目標達成状況

項目	令和5年度目標値	令和3年度実績値	令和3年度における達成状況	
①主要成果指標1 1人1日あたりのごみ排出量(家庭系及び事業系)	633g/人日	706g/人日	未達成	あと73gの減量が必要
②主要成果指標2 1人1日あたりの家庭系ごみ・資源排出量	650g/人日	642g/人日	達成	8トン下回って達成
③成果指標1 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	451g/人日	502g/人日	未達成	あと51gの減量が必要
④成果指標2 事業系ごみ排出量	4729トン	4495トン	達成	234トン下回って達成
⑤成果指標3 資源化率	27%	22.9%	未達成	あと4.1ptの増加が必要